

20歳 から 18歳へ

成人年齢が変わると どうなるの？

監修／横浜国立大学名誉教授 日本消費者教育学会顧問 西村隆男



2022年4月1日から、民法上の成人*の年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。これにより20歳になるまでできなかった多くのことが18歳でできるようになり、中でも契約に関する事など、私たちの生活に大きな影響のあることが変わります。成人として責任を持ち、豊かな消費生活を送っていくために、何がどのように変わるのかをしっかりと学んでおきましょう！

* 2022年より、民法上の「成年」年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。本誌では「成年」を一般的な表現である「成人」と表記しています。

- かつらぎ町 TEL 0736-22-0300 (代) FAX 0736-22-6432
- かつらぎ町教育委員会 TEL 0736-22-0303 (代) FAX 0736-22-7102

なぜ成人年齢が引き下げられるの

2016年に、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。これを機に、経済社会でも18歳を法律上の大人として扱った方がよいのではないかという検討がされるようになり、2022年4月から民法上の成人の年齢を18歳に引き下げるとい法律の改正が行われました。



18歳になったら

親の同意がなくても契約ができるようになります

自分のクレジットカードが持てる



自分の名義のクレジットカードが持てるようになります。

ここに注意

クレジットカードは、支払いの際にクレジット会社に一旦立て替えてもらい、あとでお金を払うしくみです。使い過ぎると、クレジット会社から請求が来たときに支払えなくなってしまいます。

ローンが組める(借金ができる)



車などを購入する際にローンを組めるようになります。

ここに注意

借金をすると、元のお金に利息を加えて返済する必要があります。支払い総額が増え、返済のためにさらに借金を重ねてしまうこともあるので、軽い気持ちで借金をしてはいけません。

部屋の賃貸借契約ができる



自分で部屋を借りられるようになります。

ここに注意

若い世代の消費者トラブルに関する相談で最も多いのが、賃貸アパートに関するものです。部屋の賃貸借契約は決して安い金額の契約ではないので、慎重に行いましょう。

気をつけよう!

消費者トラブルにあわないために覚えておきたいこと

✓ 契約の取り消し制度がなくなる!

未成年の人は、消費者としての経験や知識がまだ浅いため、法律で保護する制度があり、法定代理人(親権者など)の同意がないまま結んでしまった契約は取り消すことができます。

この制度により、これまで18歳、19歳が結んでしまった契約は、「未成年だから」という理由で取り消すことができました。しかし、18歳で成人になったら、契約を取り消すことはできません。



✓ 自分で責任をもって契約をする!

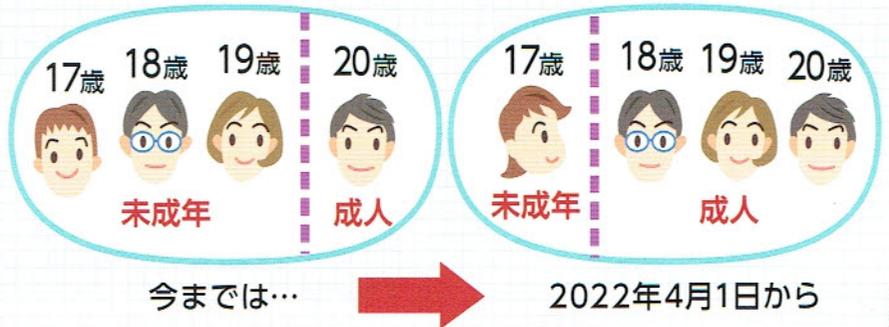
契約するときは、契約書をすみずみまで読んで問題がないか、きちんと支払いができるかをしっかり確認して、責任をもって署名(あるいはウェブ上の承諾のチェックなど)を行いましょう。

ただし、万が一契約を結んでしまい問題が発生した場合でも、解決できる方法があるかもしれません。まずは消費者ホットライン☎188(詳細は裏面へ)に相談してみましょう。



いつから変わるの

2022年の4月1日からです。すでに18歳、19歳の方は、この日から成人になります。



その他に

変わる こと・変わらない こと

公認会計士、司法書士などの 国家資格が 取れるようになる

これらの試験の受験資格に年齢制限はありませんが、合格しても資格を得るためには成人であることが条件となります。2022年からは18歳での就業が可能になります。



男女ともに18歳になったら 親の承諾なしに 結婚できる

女性は16歳での結婚が可能でしたが、18歳に引き上げられます。これにより、男女ともに18歳で結婚できるようになります。



10年有効の パスポートが 取れるようになる

日本には、5年、10年と有効期間の異なる2種類のパスポートがあり、未成年の方は5年有効のパスポートしか取得できません。18歳で成人になると、10年有効のパスポートが取れるようになります。



民事訴訟が 起こせるようになる

民事訴訟は、刑事訴訟と異なり、個人間のお金の貸し借りやトラブルなどを裁判所が間に入って解決します。成人であれば、個人で解決できないトラブルを裁判所に訴えることができます。



性同一性障害の人などが 性別変更の申し立てを 行えるようになる

性別変更の申し立てを行える人にはいくつかの制限があり、このうちのひとつの「20歳以上であること」が、「18歳以上であること」に変わります。



これまでと 変わらないこと (20歳までできないこと)



- ① お酒を飲む
- ② タバコを吸う
- ③ 競馬、競輪などのギャンブルを行う

成人になると、悪質商法などのトラブルにあうリスクが高まります！

もしも困ったことになったら ☎ 188へ (裏面へ)

もしもトラブルに巻き込まれてしまったら

いやや!
消費者ホットライン☎188に
相談しましょう

こんなとき

身に覚えのない
クレジットカードの
請求が来た



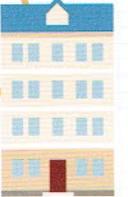
こんなとき

通販で注文した
ものと異なるもの
が届いた



こんなとき

アパートを退去
するとき予想外
のお金を請求された



消費者には「救済を受ける権利」があると消費者基本法で定められており、困ったときに相談できる窓口があります。それが消費者ホットライン☎188です。消費者トラブルに巻き込まれたら、ためらわずに相談しましょう。

消費者ホットライン☎188とは？

消費者トラブルに関する相談を受け付けている窓口で、電話をかけると最寄りの消費生活センター（休日の場合は国民生活センター）につながります。

※ 相談は無料ですが、通話料がかかります。窓口につながる前に電話口で案内があるので確認してください。



＼すばやい対応がトラブルの早期解決につながります。／

困ったことがあったらまずは相談してみましよう！